

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金

令和3年度概算要求額 4.8億円 (3.0億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 金属鉱山等は、採掘活動終了後もカドミウム、鉛、ヒ素等の重金属による水質の汚濁、農用地の汚染等をもたらすことが少なくなく、放置すれば人の健康被害、農作物被害、漁業被害等の深刻な問題（鉱害）を引き起こすことになります。坑廃水処理は止めることができず、365日、24時間処理し、坑廃水が流出しなくなるまで今後100年以上も処理を続ける必要があります。
- このため、地方公共団体等が実施する休廃止鉱山での鉱害防止事業のうち、エネルギー使用合理化に資する事業については、その要する経費の一部を補助することにより、鉱山全体における省エネルギー化を推進し、もって将来的に坑廃水処理にかかる電力消費量の削減を目指し、長期的かつ合理的な鉱害防止を実施します。

成果目標

- 平成30年から令和4年までの5年間の事業であり、最終的には坑廃水処理施設における省エネルギーの促進に資する設備（既存設備より電力消費量の少ない高効率ポンプ等）の導入等を行い、休廃止鉱山における電力使用量の削減を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



汚染された河川
(昭和49年当時)

(坑廃水処理施設の例)



既存設備より電力消費量の少ない高効率ポンプ等の導入等により、省エネ坑廃水処理の実施



対策を講じた河川
(現在)